

# 中間検査の対象建築物(大阪市)

ver.220620

用途等	特定工程	50 m <sup>2</sup> 超	50 m <sup>2</sup> 超かつ 階数3 以上	500 m <sup>2</sup> 超かつ 階数3 以上
住宅等	基礎	×	○	○
	建て方	○	○	○
住宅等以外	基礎	×	×	○
	建て方	○	○	○

注1)上記以外でも次に該当するものは、中間検査(建て方)の対象

- ・法第43 条第1 項ただし書き:許可
- ・法第53 条第4 項:許可
- ・法第86 条第2 項:認定

注2)「住宅等」とは一戸建て住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舍

注3)特定工程の名称は、告示の別表を参照

※別表参照

大阪市告示第550号

平成19年大阪市告示第534号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年 5月14日

大阪市長 平松 邦夫

第2項を削る。

第3項中「木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合した構造の建築物で、新築、増築又は改築に係る部分が、次の各号に掲げる用途及び規模の建築物とする。」を「別表（い）欄に掲げる新築・増築または改築にかかる部分の構造、用途及び規模」に改め、同項各号を削り、同項を第2項とする。

第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

別表を次のように改める。

別表 特定工程及び特定工程後の工程

(い) 新築・増築又は改築にかかる部分の構造、用途及び規模	(ろ)				
	基礎工事に関する工程		建て方工事に関する工程		
	特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程	
(1) 地階を除く階数が3以上で、かつ延べ面積が500m <sup>2</sup> を超える建築物、および階数が3以上で延べ面積が500m <sup>2</sup> を超える建築物で「住宅等」の用途を有するもの	(ア) 木造	基礎の配筋工事（杭基礎を除く。以下この表において同じ）	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	屋根工事（枠組壁工法の場合においては、壁体の組立及び屋根工事）	壁の外装又は内装工事（枠組壁工法の場合においては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を覆う工事）
	(イ) 鉄骨造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2階床版の取り付け工事	壁の外装又は内装工事
	(ウ) 鉄筋コンクリート造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事ただし、当該コンクリートの打設工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け部分を覆う工事
	(エ) 鉄骨鉄筋コンクリート造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
	(オ) 混合構造（2以上の構造が混合したもので、以下この表において同じ）	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2階の構造の区分に応じた特定工程	2階の構造の区分に応じた特定工程後の工程
(2) (1)に掲げる建築物以外の建築物で、延べ面積が500m <sup>2</sup> を超えるもの	(ア) 木造			屋根工事（枠組壁工法の場合においては、壁体の組立及び屋根工事）	壁の外装又は内装工事（枠組壁工法の場合においては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を覆う工事）
	(イ) 鉄骨造			2階床版の取り付け工事	壁の外装又は内装工事
	(ウ) 鉄筋コンクリート造			2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事ただし、当該コンクリートの打設工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け部分を覆う工事
	(エ) 鉄骨鉄筋コンクリート造			2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
	(オ) 混合構造			2階の構造の区分に応じた特定工程	2階の構造の区分に応じた特定工程後の工程
(3) (1)又は(2)に掲げる建築物以外の建築物で法第43条第1項ただし書若しくは法第53条第4項の規定による許可を受けたもの又は法第86条第2項の規定による認定を受けたもの	(ア) 木造			屋根工事（枠組壁工法の場合においては、壁体の組立及び屋根工事）	壁の外装又は内装工事（枠組壁工法の場合においては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を覆う工事）
	(イ) 鉄骨造			2階床版の取り付け工事	壁の外装又は内装工事
	(ウ) 鉄筋コンクリート造			2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事ただし、当該配筋工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事ただし、当該コンクリートの打設工事を現場で行わない場合においては、2階のはり及び床版の取り付け部分を覆う工事
	(エ) 鉄骨鉄筋コンクリート造			2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
	(オ) 混合構造			2階の構造の区分に応じた特定工程	2階の構造の区分に応じた特定工程後の工程
備考1	(い)欄(2)及び(3)に掲げる建築物で、その構造が(イ)から(オ)に該当するものについて、平屋建ての場合は屋根工事を特定工程とする。				
2	(ろ)欄に掲げる工事を2以上の工区に分けて施工する場合においては、いずれか早期のものを特定工程とする。				
3	(い)欄(1)に掲げる建築物で、「住宅等」とは一戸建て住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舎とする。				

附則

この告示は、平成22年6月20日から施行する。